弁護士法人　三宅法律事務所

Miyake　& Partners

Miyake newsletter

個人情報保護法ニュースＮｏ．８

個人情報保護委員会の行政指導事案・注意喚起にみるクラウドサービス利用時の留意点

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は個人情報保護法ニュース**『個人情報保護委員会の行政指導事案・注意喚起にみるクラウドサービス利用時の留意点』**をご案内させていただきます。

令和６年５月 20 日

弁護士法人三宅法律事務所

＊本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。
弁護士法人三宅法律事務所
弁護士渡邉雅之、弁護士越田晃基、弁護士岩田憲二郎、弁護士出沼成真（執筆者）
TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp
k-koshida@miyake.gr.jp
k-iwata@miyake.gr.jp
n-idenuma@miyake.gr.jp

個人情報保護委員会は、令和６年（2024 年）３月 25 日に「**株式会社エムケイシステムに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について**」[1]（以下「**本行政指導**」又は「**本行政指導事案**」という。）および「**クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点について（注意喚起）**」[2]（以下「**本注意喚起**」という。）を公表した。

いわゆるクラウドサービスについては、個人情報保護委員会の『**「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ**』[3]（「**ガイドラインＱ＆Ａ**」）において、一定の要件を満たす場合には、個人データの第三者提供（個人情報の保護に関する法律（以下、「**法**」または「**個人情報保護法**」という。）27 条）に該当せず、また、利用企業は委託先の監督（法 25 条）も不要とされている（以下、このような取扱いを「**クラウド例外**」という。）。

クラウド例外については、個人情報保護法や関連する個人情報保護法のガイドラインには規定はなく、ガイドラインＱ＆Ａにおける取扱いに過ぎないにもかかわらず、実務上広く利用されている。

本行政指導事案及び本注意喚起によりクラウド例外の適用は厳格に解釈されたことから、クラウドサービスを利用する事業者に大きな衝撃を与えた。株式会社エムケイシステム（以下「エムケイ社」という。）は、社会保険労務士事務所（以下「社労士事務所」という。）に対して社会保険/人事労務業務支援システムを提供していることから、社会保険労務士業界においては特に影響が大きい。

本ニュースレターでは、クラウドサービス利用者としてクラウドサービスを利用する際の留意点について解説する。

第１．クラウド例外とは？

１．クラウド例外の考え方・要件

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう（法 16 条２項）。民間事業者は基本的に該当する。）は、個人データを第三者に提供する場合には、本人の事前の同意が必要となるのが原則である（法 27 条１項）。

この原則に対する例外はいくつかあるが、「個人データの取扱いの委託先」については、個人情報取扱事業者から見た場合、一体的な関係にあるため、「第三者」とはみなされず、本人の同意なく当該委託先に個人データの提供が可能である（法 27 条５項１号）。ただし、この場合、個人情報取扱事業者は委託先の監督の義務を負う（法 25 条）。

いわゆるクラウド例外については、個人情報保護法には規定は設けられていない。クラウ

---

[1] https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/240325_houdou

[2] https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/240325_alert_cloud_service_provider

[3] https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2403_APPI_QA.pdf

ドサービス事業者は、利用企業である個人情報取扱事業者からみた場合、普通に考えれば、「個人データの取扱いの委託先」に該当するとも考えられる。

しかしながら、ガイドラインQ＆A7-53 においては、当該クラウドサービス提供事業者が、**当該個人データを取り扱わないこととなっている場合**には、当該個人情報取扱事業者は個人データを第三者提供したことにはならないため、**「本人の同意」を得る必要はない**とされている。

また、この場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの委託」（法 27 条５項１号）にも該当せず、**法 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務（法 25 条）はない**とされている。

この考え方はクラウドサービス提供事業者を「貸倉庫業者」のように捉える考え方である。

当該クラウドサービス提供事業者が、「**当該個人データを取り扱わないこととなっている場合**」とは、**契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており**、**適切にアクセス制御を行っている場合**等が考えられるとされている。

〇ガイドラインＱ＆Ａ

（第三者に該当しない場合）

Ｑ７－53 個人情報取扱事業者が、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムに関して、クラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、**個人データを第三者に提供したものとして、「本人の同意」（法第 27 条第１項柱書）を得る必要がありますか。**または、**「個人データの取扱いの全部又は一部を委託」（法第 27 条第５項第１号）しているものとして、法第 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する必要がありますか。**

Ａ７－53 クラウドサービスには多種多様な形態がありますが、クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供（法第 27 条第１項）又は委託（法第 27 条第５項第１号）に該当するかどうかは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、**クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかどうかが判断の基準**となります。

当該クラウドサービス提供事業者が、**当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。**

また、上述の場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」（法第 27 条第５項第１号）にも該当せず、**法第 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務はありません。**

当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場

合の個人情報取扱事業者の安全管理措置の考え方についてはＱ７－54 参照。
当該クラウドサービス提供事業者が、**当該個人データを取り扱わないこととなっている場合**とは、**契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合**等が考えられます。
（以下略）

（第三者に該当しない場合）

Ｑ７－54 クラウドサービスの利用が、**法第 27 条の「提供」に該当しない場合、クラウドサービスを利用する事業者は、クラウドサービスを提供する事業者に対して監督を行う義務は課されない**と考えてよいですか。

Ａ７－54 クラウドサービスの利用が、**法第 27 条の「提供」に該当しない場合、法第 25 条に基づく委託先の監督義務は課されません**が（Ｑ７－53 参照）、**クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります**。

２．クラウドサービス提供事業者による保守サービス

本行政指導事案でも問題となったのは、クラウドサービス提供事業者による保守サービスである。

ガイドラインＱ＆Ａ7-55 においては、「個人データを用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合」や「個人データをキーワードとして情報を抽出する場合」は、個人データの提供に該当し、本人の同意を得るか（法 27 条１項）、または、個人データの取扱いの委託（法 27 条５項１号）に該当するものとして、委託先の監督（法 25 条）が必要となるとしている。

他方、**単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合**で、**契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨**が定められており、**適切にアクセス制御を行っている場合**等には、個人データの提供に該当しないとしている。

本行政指導事案において問題となるその具体例は、「**保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等すること等をいう。）を防止するための措置が講じられている場合**」である。

〇ガイドラインＱ＆Ａ

（第三者に該当しない場合）

Ｑ７－55 **個人データを含む電子データを取り扱う情報システム（機器を含む。）の保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合**、個人データを第三者に提供したものとして、「本人の同意」（法第 27 条第１項柱書）を得る必要がありますか。または、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供」（法第 27 条第５項第１号）しているものとして、法第 25 条に基づき当該事業者を監督する必要があり

ますか。

Ａ７－55 当該保守サービスを提供する事業者（以下本項において「保守サービス事業者」という。）が**サービス内容の全部又は一部として情報システム内の個人データを取り扱うこととなっている場合**には、**個人データを提供したことになり、本人の同意を得るか、又は、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供」（法第 27 条第５項第１号）しているものとして、法第 25 条に基づき当該保守サービス事業者を監督する必要**があります。

（例）

○個人データを用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合

○個人データをキーワードとして情報を抽出する場合

一方、**単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合**で、**契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合**等には、個人データの提供に該当しません。

（例）

○システム修正パッチやマルウェア対策のためのデータを配布し、適用する場合

○**保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等すること等をいう。）を防止するための措置が講じられている場合**

○保守サービスの受付時等に個人データが保存されていることを知らされていない場合であって、保守サービス中に個人データが保存されていることが分かった場合であっても、個人データの取得を防止するための措置が講じられている場合

○不具合の生じた機器等を交換若しくは廃棄又は機器等を再利用するために初期化する場合等であって、機器等に保存されている個人データを取り扱わないことが契約等で明確化されており、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合

○不具合の生じたソフトウェアの解析をするためにメモリダンプの解析をする場合であって、メモリダンプ内の個人データを再現しないこと等が契約等で明確化されており、再現等を防止するための措置が講じられている場合

○個人データのバックアップの取得又は復元を行う場合であって、バックアップデータ内の当該個人データを取り扱わないことが契約等で明確化されており、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合

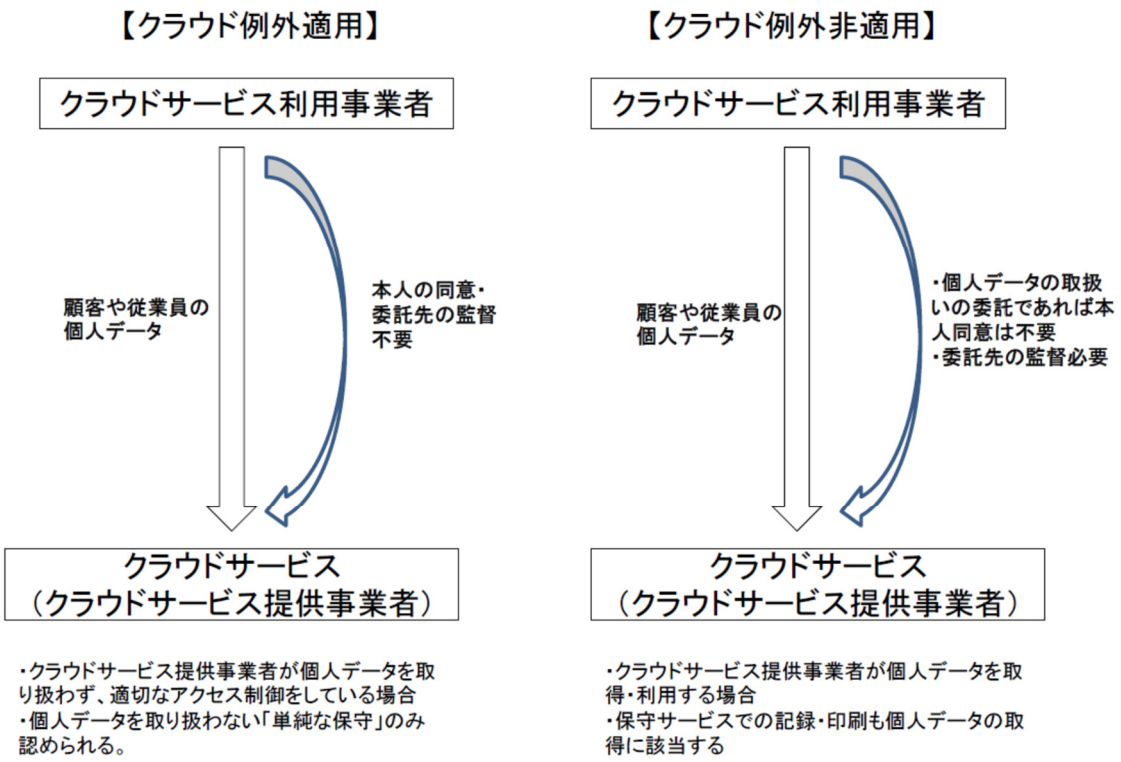

第２．本行政指導事案

１．事案の概要

エムケイ社は、社会保険/人事労務業務支援システム（以下「**本件システム**」という。）を、社会保険労務士（以下「**社労士**」という。）の事務所等のユーザ（以下「**ユーザ**」という。）に対し、SaaS 環境においてサービス提供していた（以下「**本件サービス**」という。）ところ、令和５年６月、エムケイ社のサーバが不正アクセスを受け、ランサムウェアにより、本件システム上で管理されていた個人データが暗号化され、漏えい等のおそれが発生した。

本件システムは、主に社労士向けの業務システムであり、社会保険申請、給与計算及び人事労務管理等の業務のために利用するものである。同システムで取り扱われていた個人データは、社労士の顧客である企業や事業所等（以下「**クライアント**」という。）の従業員等の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号及びマイナンバー等である。

エムケイ社の報告によれば、現時点において、個人データの悪用などの二次被害は確認されていない。

２．事案の規模

エムケイ社からの情報による本件システムの利用実績は、社労士事務所：2,754 事業所、管理事業所：約 57 万事業所 (令和５年４月１日時点)であり、本件システムで管理する本人数：最大約 2,242 万人 (令和５年６月５日時点)である。

令和５年６月６日から現在までに個人情報保護委員会が受領した漏えい等報告件数は、

報告者ベースで 3,067 件（本人数計 7,496,080 人）である。大部分は社労士事務所からの提出であり、顧問先事業者との連名報告の形での報告が多かった。内訳は、社労士事務所等が 2,459 件（本人数計 6,724,609 人）、顧問先事業者が 404 件（本人数計 392,125 人）、企業等が 204 件（本人数計 379,346 人）である。

３．エムケイ社の個人データの取扱い

エムケイ社は、ユーザから本件システムの利用に関する調査・支援要請があった場合、両者の間で「個人情報授受確認書」（以下「**授受確認書**」という。）を取り交わした後、個人データを取り扱っていた。なお、令和５年上半期における、授受確認書によるエムケイ社の個人データ取扱い実績は、合計 20 件であった。授受確認書には、「個人情報保護法を遵守し、下記目的達成の為に個人情報を授受します。」「媒体 お客様の委託データ」「授受の形態 保守用 ID によるデータ調査」などの記載がある。

ユーザの同意を得た利用規約においては、エムケイ社がサービスに関して保守運用上又は技術上必要であると判断した場合、ユーザがサービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等、必要な行為を行うことができる旨が規定されていた。また、本件利用規約において、エムケイ社は、ユーザの顧問先に係るデータを、一定の場合を除き、ユーザの許可なく使用し、又は第三者に開示してはならないという旨が規定されており、エムケイ社は、当該利用規約に規定された特定の場合には、社労士等のユーザの顧問先に係る個人データを使用等できることとなっていた。

エムケイ社は、保守用 ID を有しており、それを利用して本件システム内の個人データにアクセス可能な状態であり、エムケイ社の取扱いを防止するための技術的なアクセス制御等の措置は講じられていなかった。

４．個人情報保護委員会の判断

個人情報保護委員会は、クラウドサービス提供事業者であるエムケイ社がガイドライン Q＆A7-53 の「個人データを取り扱わないこととなっている場合」とはいえず、また、個人データの取扱いを防止するための適切なアクセス制御は行われていなかったことが認められ、エムケイ社は、個人情報取扱事業者としてユーザから個人データの取扱いの委託を受けて個人データを取り扱っていたといえるとした。すなわち、エムケイ社のユーザにはクラウド例外の適用は認められず、個人データの取扱いの委託（法 27 条５項１号）に該当し、ユーザはエムケイ社に対して委託先の監督（法 25 条）が必要と判断した。

上記第１．２で説明したとおり、「単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合」の例として、「保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等すること等をいう。）を防止するための措置が講じられている場合」等が挙げられているところ、**「取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置」が講じられているか否かが重要**であるが、**エムケイ社が有する保守用 ID については、個人データの取得を防止するための技術的な措置は講じられていない**ことから、**個人データの提供に該当し、委託に基づき個人データを取り扱って**

いるものと認められると判断した。

５．エムケイ社の技術的安全管理措置の不備

個人情報取扱事業者は、**技術的安全管理措置**として、**「個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。」**（通則編 GL（別添）10-6(2)アクセス者の識別と認証）とされ、また、**「個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。」**（通則編 GL（別添）10-6(3)外部からの不正アクセス等の防止）とされている。

本行政指導事案においては、『エムケイ社においては、**ユーザのパスワードルールが脆弱**であったこと、また、**管理者権限のパスワードも脆弱であり類推可能**であったことから、**アクセス者の識別と認証に問題**があった。また、**ソフトウェアのセキュリティ更新が適切に行われておらず、深刻な脆弱性が残存**されていただけでなく、**ログの保管、管理及び監視が適切に実施されておらず**、不正アクセスを迅速に検知するには至らなかったことから、**外部からの不正アクセス等の防止のための措置についても問題**があった。』とされた。

本ニュースレターは、クラウド例外について論ずるものであるが、上記の指摘は、クラウド例外の要件の一つである**「適切なアクセス制御」**としてどのようなものが必要となるかという点で参考になる。

６．ユーザの委託先監督の不備

本行政指導事案においては、エムケイ社の社労士事務所等のユーザにクラウド例外が適用されないことを前提として、委託先の監督（法 25 条）に関する通則編 GL3-4-4 を踏まえて委託先の監督をする必要があるとしている。

もっとも、ユーザとしても本件サービスについて、クラウド例外を当然の前提としているだろうとの期待が多かっただろうことから、個人情報保護委員会も「**本件において、ユーザの多くは、エムケイ社に対する個人データの取扱いの委託を行っていたとの認識が薄く、委託先の監督が結果的に不十分となっていた可能性がある。**」と指摘している。

第３．本注意喚起

個人情報保護委員会が本行政指導事案（上記第２）と同日に公表した「本注意喚起」においては、「クラウドサービスを利用して個人データを取り扱う場合の留意点」として、本行政指導事案において、クラウドサービス提供事業者が個人情報取扱事業者に該当すると判断された考慮要素は以下のとおりとされている。

- 利用規約において、クラウドサービス提供事業者が保守、運用上等必要であると判断した場合、データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができること及びシステム上のデータについて、一定の場合を除き、許可なく使用し、又は第三者に開示してはならないこと等が規定され、クラウドサービス提供事業者が、特定の場合にクラウドサービス利用者の個人データを使用等できることとなっていたこと。

- クラウドサービス提供事業者が保守用 ID を保有し、クラウドサービス利用者の個人データにアクセス可能な状態であり、取扱いを防止するための技術的なアクセス制御等の措置が講じられていなかったこと。
- クラウドサービス利用者と確認書を取り交わした上で、実際にクラウドサービス利用者の個人データを取り扱っていたこと。

なお、本注意喚起においては、「クラウドサービス利用者による委託先（クラウドサービス提供事業者）の監督に関する留意点」及び「個人データの取扱いの委託先がクラウドサービスを利用している場合の留意点」についても記載している。

クラウドサービス利用者においては、クラウド例外が適用されることを当然期待しており、クラウドサービス提供事業者が個人データの取扱いの委託先（法 27 条５項１号）に該当し、委託先の監督（法 25 条）を要するとの意識は希薄であることからここでは説明を割愛する（ただし、下記第５．２のとおりクラウドサービス選別の際の参考になる。）。

第４．エムケイ社の対応

本行政指導の公表を受けて、エムケイ社は、2024 年３月 26 日に「当社に対する個人情報保護委員会からの指導等について」[4]を、同月 28 日に「当社に対する個人情報保護委員会からの指導等について（第２報）」[5]を公表している。

第２報においては、本行政指導を受けて、以下のとおり記載している。

> 該当の News Release の中で、「個人情報授受確認書」を取り交わした後、保守用 ID を利用しての個人情報データ取り扱い実績は令和 5 年上半期で合計 20 件と報告されています。これは当社がお客様から個人データをお預かりし、保守用 ID で調査等を行った件数になります。
>
> また、当社の保守用 ID については、作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得を防止するための技術的な措置（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等を防止する機能）が講じられていないため、個人情報取扱事業者としてお客様から個人データの取り扱いの委託を受けて個人データを取り扱ったとされています。
>
> 当社は今後の対応を検討するため、当面の間、お客様の個人データをお預かりして保守用 ID を使って調査等を行う業務を停止いたします。

エムケイ社としては、個人情報保護委員会から、本件サービスについて、クラウド例外が適用されず、個人データの取扱いの委託（法 27 条１項５号）として、ユーザによる委託先の監督（法 25 条）が必要となると指摘されたにもかかわらず、指摘事項を対応することに

[4] https://www.mks.jp/company/topics/20240326b
[5] https://www.mks.jp/company/topics/20240328b

より、今後もクラウド例外を適用していく方針であることが見て取れる。中小の社労士事務所等のユーザが委託先としてエムケイ社を監督していくことは非現実的であり、やむを得ない応急措置と思われる。

なお、本行政指導事案及び本注意喚起において指摘された利用規約において、保守、運用上等必要であると判断した場合に、エムケイ社が個人データを使用等できることが規定されていたことについては触れられていない。

第５．本行政指導事案及び本注意喚起を受けたクラウドサービス利用事業者に求められる対応

１．自社だけでなく委託元の事業者も個人情報保護法違反になるおそれ

クラウド例外の取扱いは、ガイドライン Q&A における取扱いに過ぎないにもかかわらず、実務上広く利用されていることから、本行政指導事案及び本注意喚起は、多くのクラウドサービス利用事業者から深刻な問題として受け止められている。

たとえば、本件サービスの場合、クラウド例外が適用されない場合、社労士事務所がエムケイ社に対して委託先の監督（法 25 条）の義務を負うだけでなく、ユーザである社労士事務所を利用するクライアント企業もエムケイ社を再委託先として監督しなければ、個人情報保護法違反になってしまう。個人情報保護委員会から、委託元とされた社労士事務所だけでなく、そのクライアント企業にとっても、意識せずに個人情報保護法に違反したことになってしまうおそれがある。

クラウドサービス提供事業者のサービスは定型化され、利用規約も約款として変更を求めることが困難なことが多い。そこで、クラウドサービス利用事業者としては、クラウドサービスの選択の段階から以下の点について確認する必要がある。

２．新たにクラウドサービスを採用する事業者の確認事項

新たにクラウドサービスを採用することを検討している事業者においては、クラウドサービスがクラウド例外に適合しているか確認した上でサービスを選別すべきである。

- クラウドサービス提供事業者の利用規約において、個人データについて保守サービスを含めて一切取り扱わないことが明記されていること。
- 利用規約に個人データを取り扱わないと記載されていてもそれと矛盾するような個人データの取扱いに関する覚書や確認書（特に保守サービスに関するもの）の締結を求められていないこと。
- クラウドサービスの保守の場合であっても、「単純な保守」と言えるように個人データの取得を防止するための技術的な措置（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等を防止する機能）を講じていること。
- クラウドサービスのセキュリティ対策について十分理解した上でクラウドサービスを

選別すること[6]。

クラウドサービスのセキュリティ対策については、クラウド例外の要件の一つである「適切なアクセス制御」が講じられていることについては、個人データの漏えいを引き起こした本行政指導事案に鑑みれば、クラウドサービス事業者に、個人情報取扱事業者として、通則編ガイドラインにおいて求められている技術的安全管理措置（特に、本行政指導事案で指摘されている「アクセス者の識別と認証」（通則編 GL（別添）10-6(2)）、「外部からの不正アクセス等の防止」（通則編 GL（別添）10-6(3)）が講じられているか確認できればなおよい。

もっとも、クラウドサービス提供事業者との力関係からすれば、詳細については確認できない場合が多いだろう。エムケイ社の場合もホームページ上においては、「個人情報漏洩対策」について「24 時間 365 日、世界トップクラスのセキュリティー専門家チームがクラウドサーバーを監視、サーバーでの暗号化、移動、保管を含め、万全の体制でデータを管理しています。」[7]と記載していたにもかかわらず、外部からの不正アクセスにより、個人データの漏えいが起きた。

３．既にクラウドサービスを採用している場合

基本的に確認する事項は上記２の新たにクラウドサービスを採用する場合の確認事項と同じである。

仮に、利用規約にクラウドサービス提供事業者が①個人データの取扱いをする旨の規定をしている場合や②個人データの取扱いに関する覚書や確認書を締結している場合には、個人データの取扱いをしない旨の覚書を別途締結したり、個人データの取扱いに関する覚書や確認書を解約したりすべきである。

クラウドサービス提供事業者が応じてくれない場合には、別の会社のクラウドサービスへの移行についても検討すべきだろう。

第６．クラウド例外の今後について

１．業界団体の要望

クラウド例外に対する産業界からの期待は大きく、個人情報保護委員会が令和６年（2024 年）２月 21 日に公表した『個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直し規定に基づく検討項目』（委員長預かりで会議後に修正した資料）[8]（令和６年２月 21 日　個人情報保護委員会事務局）おいても、業界団体から以下のような意見が寄せられている。

- 個人データを取り扱わないこととなっている場合に該当する（させる）ための標準的な

---

[6] 本注意喚起において、クラウドサービス提供事業者が個人データの取扱いの委託先に該当する場合にも、クラウドサービスのセキュリティ対策について十分理解しておくことが留意点として挙げられている。

[7] https://www.mks.jp/shalom/reason/

[8] https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240221_shiryou-4syuuseigo.pdf

契約条項の記載例や、適切なアクセス制御例を具体的にガイドライン等で示すことの検討してほしい。（一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA））

- いわゆる「クラウド例外」については、現在の Q&A のアプローチに基づいて実務に定着し有効に機能しているところ、追加の条件等の付加には慎重を期し実務上の混乱なきよう進めるべき。（一般社団法人日本経済団体連合会（経団連））

２．生成 AI の利用における類推適用

また、いわゆる生成 AI の利用について、個人情報保護員会による令和５年６月２日付「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」（１）②は、以下の注意喚起を公表している。

> 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AI サービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。

かかる注意喚起につき、クラウド例外の考え方を類推適用して、AI 事業者がプロンプト入力された個人データを当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われることがなく、機械学習に利用しないことが担保されていれば、プロンプト入力に伴う個人データの送信は「提供」に該当せず、提供規制との関係で問題が生じないとしているように読める旨指摘する見解もある[9]。

３．諸外国における取扱い

我が国のクラウド例外のような規定は見当たらない。GDPR においては、クラウドサービス提供事業者も「処理者」（processor）として、個人情報保護法における「委託先」に近い取扱いとされている。

我が国のように、クラウド例外によって、クラウド提供事業者に対する規制が緩い国は他にない。

４．クラウド例外の今後

クラウド例外は、諸外国の個人情報保護法制から見ても緩い規制である。もっとも、実務上定着しているため、追加の条件等を付するなどの厳格化は困難ではないかと思われる。

もっとも、ガイドライン Q&A や本行政指導事案・本注意喚起に記載されているように、保守サービスであっても、個人データを取り扱う可能性があればクラウド例外の適用はなく、個人データの取扱いの委託（法 27 条５項１号）に該当し、委託先の監督（法 25 条）の対象となることについて改めて留意していく必要がある。

---

[9] 小川智史「実務問答個人情報保護法第１回クラウド例外」（NBL1250 号９頁）。ただし、同論文においても、個人情報保護委員会による注意喚起の趣旨が必ずしも明らかでないことを前提としている点に留意を要する。